

原議保存期間3年  
(平成24年12月31日まで)

警視庁生活安全部長 殿  
各道府県警察(方面)本部長  
(参考送付先)  
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁保発第18号  
平成21年4月22日  
警察庁生活安全局保安課長

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の一部の施行に向けた医師の指定について

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律(平成20年法律第86号。以下「改正法」という。)の一部の施行により、行政調査に関する規定(改正法による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第12条の3及び第13条の2)が、改正法の公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日(6月1日)から施行される。

これらのうち、銃砲刀剣類の所持許可を受けた者が許可を受けた後も引き続き許可の基準に適合しているかどうか等を調査するため必要があると認めるときに、その者に対して都道府県公安委員会の指定する医師の診断を受けるべきことを命ずる受診命令制度については、その円滑な運用のためには都道府県公安委員会が指定することとなる専門の医師の協力を得ることが不可欠である。

警察庁では、日本医師会等の関係団体(以下単に「関係団体」という。)に対して受診命令制度等の説明を行い、このたびその円滑な運用のための協力についての依頼文を発出したところである(別添1参照)。各都道府県警察においては、改正法の一部施行に遺憾なきを期するため、下記のとおり、医師の指定を行うための措置を執らねたい。

なお、関係団体のうち、日本老年医学会については、現在依頼文の発出に向けて調整中である。

## 記

### 1 指定医の指定の基準

受診命令の対象となる者は、法第5条第1項第3号から第5号まで(改正法の公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日の前日までは同項第2号から第4号まで)に規定する者に該当しているかどうか、すなわち、

統合失調症にかかっている者

そううつ病(そう病及びうつ病を含む。)にかかっている者

てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。)にかかっている者

から までのほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第16項に規定する認知症である者  
アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（ から までに該当する者を除く。）

に該当しているかどうかを調査する必要がある者である。

医師の指定は、上記 、 、 、 及び にあつては、その範囲について関係団体と現在調整中であるが、当分の間、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第1項の規定により精神保健指定医に指定されている医師のうちから、上記 にあつては日本てんかん学会の認定医又はこれに準ずる医師（日本てんかん学会において5年以上正会員となっている者）のうちから、上記 にあつては日本老年精神医学会、日本認知症学会の専門医のうちからそれぞれ指定すること。

## 2 複数名の指定

都道府県公安委員会は、受診命令を受ける者の負担を勘案し、上記1によりそれぞれ指定する医師について、所属病院に地域的な偏りが生じないように配慮するとともに、休診日も考慮して、複数の病院から合計2人以上の指定を行うこと。

なお、必要に応じ、近隣の他の都道府県内に所在する病院の医師を指定しても差し支えない。

## 3 医師の事前承諾等

受診命令制度の円滑な運用のため、指定医の指定に当たり、その前提として、指定を受ける医師の個別の承諾を受けること。また、指定医に対しては、受診命令の対象となる者、受診命令に係る手続等についてあらかじめ十分な説明を行うこと。

## 4 指定医の公示

指定医の指定をした場合は、都道府県公安委員会告示等により公示すること。また、その旨や指定する医師の基準等を都道府県公安委員会規則において定めておくことが望ましい（モデルは別添2）。

また、医師の指定がなされていなければ、事実上、法第12条の3に基づく受診命令をすることができず、従前と同様の任意の指導によらざるを得なくなるため、不適格者の排除に支障を及ぼすおそれがあることから、指定医の公示は、法施行後可及的速やかに行うこと。

なお、改正法の公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から銃砲刀剣類の所持許可に係る欠格事由が追加されるため、法の号ずれに伴う上記告示及び都道府県公安委員会規則の改正が必要となることに留意されたい。

## 5 その他

類似の制度として、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第41条の2及び警備業法（昭和47年法律第117号）第51条の規定による医師の指定があるので、参考にされたい。